

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	物価高騰対策臨時給付金(令和7年度低所得者等支援) 給付事業

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、物価高騰対策臨時給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

新宿区長

## 公表日

令和8年1月19日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	物価高騰対策臨時給付金(令和7年度低所得者等支援)に関する事務
②事務の概要	<p>国において、「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)に基づき、物価高騰の影響を受けた生活者等を支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「重点支援地方交付金」という。)の拡充が盛り込まれた補正予算が、令和7年12月16日に成立した。</p> <p>令和7年12月26日に開催された区議会臨時会において、区の補正予算が可決されたことに伴い、「重点支援地方交付金」を活用し、生活者に対する食料品の物価高騰への支援を行うため、令和7年度住民税均等割り非課税世帯等への給付事業を行う。</p> <p>支給にあたっては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p><b>【概要】</b>          令和7年12月1日(基準日)時点で、新宿区に住未登録がある以下の者を対象とする。          (1) 同一世帯に属する全員が令和7年度住民税非課税及び住民税均等割のみ課税された世帯(世帯主へ給付)              一人あたり 12,000円          (2) 世帯員の合計所得金額の合計が300万円未満の世帯(世帯主へ給付)              一人あたり 6,000円</p> <p><b>【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】</b>          (1)公金受取口座の照会          (2)転入者の税情報の照会</p>
③システムの名称	(1) 団体内統合宛名等システム (2) 中間サーバー

### 2. 特定個人情報ファイル名

物価高騰対策臨時給付金情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第19条第1項 別表の135の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74号(令和六年デジタル庁・総務省告示第36号)</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(令和六年デジタル庁告示第20号)</li> </ul>
--------	---

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表の135の項</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく命令第2条 表の160の項 及び 同命令第162条 の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和六年デジタル庁・総務省告示第37号)</li> </ul>

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部総務課
②所属長の役職名	総務課長

### 6. 他の評価実施機関

新宿区総務部総務課物価高騰対策臨時給付金対策室 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 電話:03-5273-4112(直通)	
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	7. 請求先と同じ
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ○ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を受け渡す際(USB使用を含む)は、事前に暗号化、パスワードに保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。</li> <li>・業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを定期的に検討している。</li> <li>・オンライン申請受付を導入したため、手作業が介在する申請が減少することが期待できる。</li> </ul>	

9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ] 十分である	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	•新宿区情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 •特定個人情報を含む書類やUSBは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBを使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。		